（仮称）長野市障害者基本計画　＜策定シート＞　　※内容は前計画のもの

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
第１章　障害者理解の促進のために						
	第１節　啓発・広報活動の推進					
		１　障害者問題の理解促進				
			障害や障害者についての理解と心のバリアフリーを促進するため、様々な機会をとらえて、広報・啓発活動の推進を促進します。			
			（１）「広報ながの」等により障害者や障害児への教育的支援への理解促進を図ります。			
			（２）障害者雇用、社会参加等の促進を図るため各種機関への啓発・広報を行います。			
			（３）「ふれあいまつり」等関係機関や福祉関係団体が行うイベントに参画・協力します。			
			（４）ユニバーサルデザインのまちづくり促進のためのパンフレット等を作成し、配布します。			
		２　「障害者の日」の周知				
			「障害者の日」の周知に努めます。			
			（１）１２月９日の「障害者の日」を周知するため、関係機関・福祉関係団体等と共同でイベントを開催します。			
		３　福祉に関する教育の推進				
			障害者への正しい理解を深め、人権尊重の意識を啓発するために、幅広い世代の市民への福祉教育を推進します。			
			（１）障害者理解を促進するため、保育園・幼稚園、小・中学校等において交流教育や啓発教育を推進します。			
			（２）市民の理解を深める講演会や福祉講座の充実に努めます。			
			（３）小・中学校教職員、市職員等への精神保健を初めとする福祉関係研修の充実を図ります。			
			（４）車いす・アイマスク・手話等を体験する福祉教室や、集会・講習会等を開催し、地域における福祉教育の充実を図ります。			
	第２節　ボランティア活動等への支援					
		１　ボランティア活動等への支援				
			ボランティア活動に参加する人とサービスを必要とする障害者の連携を図りながら、活動への支援を行います。			
			（１）ボランティアグループとＮＰＯ法人のネットワーク化、活動状況に関する情報収集・発信などを行う市ボランティアセンターの機能の充実を促進します。			
			（２）地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。			
			（３）ボランティアやボランティアコーディネーターの養成に努め、活動を支援します。			
			（４）精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の場の調整など必要な支援を行います。			
	第３節　権利擁護の充実					
		１　権利擁護の充実				
			障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を擁護し利益を守るための事業を進めます。			
			（１）障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。			
			（２）民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。			
			（３）障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。			
			（４）地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。			
			（５）障害があるため、日常的な金銭管理や財産保全に不安をもつ人には、「日常的金銭管理・財産保全サービス」を社会福祉協議会と連携を図りながら促進します。			
			（６）障害者の居住用財産等を担保にした生活資金を融資する財産活用サービス、障害者の財産を運用し保全を図っていく財産運用サービスの調査・研究を行います。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			(７)障害者の権利擁護、障害者に対する権利侵害や福祉サービスの苦情等に関する総合相談窓口を設置します。 また、障害者の参加及び専門職団体との連携を図りながら、チェック機能を含めた調査・研究等を行い、権利擁護のシステムづくりを行います。			
第２章			**地域支援策の推進のために**			
	第１節		**相談体制及び情報収集・提供の充実**			
		１	**総合的な相談体制の充実**			
			障害者やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため、相談・指導体制の充実に努めます。			
			(１)相談できる事項等を広く障害者全体に情報として提供します。			
			(２)相談内容の多様化に対応した相談窓口を設置し、ケアマネジメントの実施等の充実に努めます。 本人や家族の生活の質（ＱＯＬ）の向上のため、あらゆる相談が受けられる窓口を長野障害者自立支援センター（通称マイ・ステップ）等利用しやすい場所に設置し、ソーシャルワーカー等の専門担当者により障害者やその家族の相談に対応します。			
			(３)相談者へは、保健・医療、福祉、教育、雇用、生活環境等の全般にわたって統合された情報提供に努めます。			
			(４)相談授受は、インターネット等による福祉ネットワークの構築、普及と活用に努め、長野障害者自立支援センターがすべての障害者に対応できるよう検討します。			
			(５)民生・児童委員、心身障害者相談員や福祉推進員等の人材の養成、資質の向上を図り、十分な在宅障害者の相談体制をつくり各種の制度を活用して、在宅障害者のニーズにこたえるよう努めます。			
		２	**総合的な情報収集・提供の充実**			
			各種の情報を収集し、積極的な情報の発信に努めます。			
			(１)国・県等広く他機関と連携し情報の収集・提供を図ります。			
			(２)各種制度の利用・活用のための資料収集と解説をし、情報提供の充実を図ります。			
			(３)視覚・聴覚障害者への情報提供にも平等性を配慮して充実を図ります。			
			(４)インターネット等によるネットワークの普及と活用の推進に努めます。			
	第２節		**在宅福祉サービスの充実**			
		１	**在宅福祉サービスの充実**			
			在宅志向が急速に高まる中、障害者が地域で共に安定あいた生活が送れるように、在宅福祉サービスの質的・量的な拡充を図るとともに、障害者・家族の多様なニーズに応じられる体制づくりに努めます。			
			(１)在宅リハビリテーション、盲導犬、聴導犬又は介助犬等の導入などのサービス内容や、その利用方法の明確化及び展開を図ります。			
			(２)精神障害者の「居宅生活支援事業」を初め、在宅サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム）についてサービス目標水準を設定し利用を図ります。また、早朝・夕方の時間外ケア、タイムケアの延長について検討します。			
			(３)老人福祉施策及び介護保険事業と連携を密にし、効率的な実施体系を確保するよう努めます。			
			(４)障害児のニーズに対する総合的な体制を、心身障害児通園事業等の各種事業を通じて確立します。			
			(５)早期相談、早期診断、早期支援の体制を、保健・医療、福祉、介護、教育及び雇用機関の連携の下に充実するよう努めます。			
	第３節		**施設福祉サービスの充実**			
		１	**施設福祉サービスの充実**			
			施設福祉サービスは、障害の軽減や生活訓練、機能訓練、授産等の作業訓練の拠点として重要な役割を果たし、また、施設でのサービスを希望する人もおり、施設の特徴を生かしながら充実に努めます。特に、障害者格差のないよう精神障害者施設の充実を図ります。			
			(１)サービスを実施している福祉施設についての理解を深めるため、より一層の広報活動を推進します。			
			(２)在宅障害者だけでなく施設入所者も、その障害に応じた本人の意思による選択で施設利用がなされているか常に配慮されるよう努めます。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			(３)精神障害者の社会復帰促進のため、地域バランスに配慮し、地域生活支援センター、通所授産施設等社会復帰施設の整備を図るとともに、施設職員の研修を支援します。			
			(４)長野市障害者福祉センターの整備等を通じ、地域における各種福祉施策実施の拠点となる利用施設の整備・充実を図ります。			
第３章			**社会的自立の促進のために**			
	第１節		**雇用・就業の促進**			
			障害者の就労を支援するため、生活環境の整備を行うとともに、各種関係機関等のネットワークによる情報交換を行い、連携するよう努めます。			
		１	**職業的自立の促進**			
			(１)公共職業安定所が開催する就職面接会や、長野地区障害者雇用連絡会議の開催等に積極的な参画・協力を行います。			
			(２)福祉的就労から一般雇用へ移行するための就職準備訓練施設である、あっせん型障害者雇用支援センターの長野市への指定について国や県に要望します。			
			(３)障害者雇用について企業への啓発を推進するとともに、長野市福祉事務所等の福祉部門、公共職業安定所や障害者職業センター等の雇用部門、養護学校・盲学校・ろう学校等の教育部門及び病院等の医療部門とのネットワーク化を図り、一般雇用を希望する者の雇用の促進を図ります。			
			(４)就職支度金、精神障害回復者社会復帰対策事業の加えて、障害者が就職したときの支援策を検討します。			
			(５)授産施設や共同作業所等福祉的就労場の作業種目安定・拡大のため、支援策を検討します。			
		２	**雇用機会の拡大の推進**			
			障害者の雇用について、事業主を初め市民の理解を深める啓発活動と関係機関との連携の充実を図ります。			
			(１)公共職業安定所等の関係機関と連携するとともに、中小企業も含めた民間企業の活力とノウハウをいかし、雇用機会の拡大を図ります。			
			(２)市職員については、計画的に障害者の雇用を推進します。			
		３	**雇用の促進等への支援、援助の推進**			
			雇用支援体制を整備するとともに、事業主への積極的な働き掛け、機能回復訓練を含む職場適応訓練等の職業リハビリテーションの促進を図ります。			
			(１)障害者個人の適性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、民間企業のノウハウも活用した職業能力開発の実施等により、障害者の雇用の促進を図ります。			
			(２)障害者雇用に関する国の各種助成金制度の周知により、障害者の雇用の促進を図ります。			
			(３)長野市障害者福祉センターでのパソコン等の情報機器を用いた訓練設備の整備に努めます。			
		４	**職業相談に関する職業安定機関への紹介等の推進**			
			労働意欲のある者が気軽に相談に行けるよう、障害者職業センターなどを紹介し、要望にこたえるよう努めます。			
			(１)就職を希望する人に対して、公共職業安定所、長野障害者職業センター等職業安定機関への紹介等を推進します。			
	第２節		**経済的支援の充実**			
		１	**経済的支援の充実**			
			積極的な広報活動等により、障害者に対する年金制度及び各種手当による所得保障、市有施設の入場料等の減免、外出経費や医療費等の各種助成制度など経済的支援制度の有効利用の推進を図るとともにその充実に努めます。			
			(１)「広報ながの」により各種制度の情報を提供するほか、民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進委員等と連携を密にするなど、制度の周知に努めます。			
			(２)外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を検討します。			
			(３)市有施設の入場料等の減免の充実を図るとともに、免除・減免・割引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよう努めます。			
			(４)生活水準の向上に応じた年金や手当が受けられるよう国等へ要望していきます。			
	第３節		**総合的な福祉のまちづくりの推進**			
		１	**福祉のまちづくり事業の推進**			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			障害によって生ずる様々なバリアを除去しながら、だれもが住みよいまちとなるよう、ユニバーサルデザインを更に進め、市民と一体となった総合的な福祉のまちづくりを推進します。			
			(１)すべての人が安心して、快適な利用ができるまちとなるよう、不特定多数の人が利用する建築物の整備について必要な事項を定めた、「ハートビル法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」等の広報による啓発活動に努めます。			
			(２)車いす使用者や視覚障害者にやさしい生活環境となるよう街角点検を行い、道路や河川、公園等での危険箇所の改修などを行います。			
		２	**まちづくりに関する制度等による取組**			
			ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進め、障害者の利便性に配慮した生活環境の向上を図ります。			
			(１)障害及び障害者に関する理解を深め、必要に応じ合意形成の場を提供するなど、積極的に地域に障害者福祉施設が建設しやすい環境を整備するとともに、住民参加による将来を見据えた福祉施設の計画的配置に努めます。			
			(２)街路事業等の都市計画事業などにより、障害者の利便性に配慮した生活環境の整備を推進します。			
		３	**生活の場及び働く場の整備**			
			障害者が地域で自立して生活していくため、生活環境の整備を図り、あわせて就業支援の充実を図ります。			
			(１)生活の場としての福祉ホームや知的障害者、精神障害者のグループホーム等の整備を促進します。			
			(２)活動する場としての通所授産施設、通所更生施設の整備や、精神障害者の社会復帰のための適応訓練等事業を促進します。			
			(３)障害者等共同作業所の運営の安定を図るよう検討します。			
			(４)精神障害者については、相談体制や社会復帰施設の整備等により社会復帰促進に努めます。			
			(５)地域で利用しやすい授産施設の活用を図るため、必要に応じて身体・知的・精神の障害にかかわらず施設の相互利用に努めます。			
			(６)障害者福祉センター、デイサービスセンター等において機能回復訓練などを行い、障害者の自立を促進します。			
			(７)知的障害者のデイサービス、精神障害者のデイケアを行う施設を整備します。			
	第４節		**障害者向け住宅の供給等の充実**			
		１	**障害者向け市営住宅の供給**			
			障害者が生活する場所を自ら決定し自立していくために住宅が必要となるので、市営住宅の整備を推進します。			
			(１)車いす使用等に配慮した障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインの市営住宅整備を推進します。			
			(２)市営住宅の入居について、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居等を継続します。			
		２	**民間住宅の改修の促進**			
			障害者向けに住宅を整備していくことは、障害者の生活の利便性を高め一人ひとりの日常生活動作（ＡＤＬ）を行う上での行動範囲の拡大とともに、介助にあたる家族等の負担軽減に大きな役割を果たすことから、相談体制や助成事業等の充実に努めます。			
			(１)障害の種類及び程度に応じた住宅の整備のため相談体制の充実を図ります。			
			(２)日常生活の利便を図るため、居室、トイレ、浴室等の整備に必要な経費の補助制度の充実に努めます。			
			(３)「長野県福祉のまちづくり条例」により５１戸以上の共同住宅を建築しようとする建築主に対し、障害者等が円滑に利用できる建築物となるように指導・助言を行います。			
		３	**小規模な居住生活空間の整備・確保**			
			障害者が自立して居住できる住宅の確保に努めます。			
			(１)知的障害者、精神障害者のグループホーム等に利用できる地域内の小規模な居住生活空間の整備・確保に努めます。			
	第５節		**建築物の整備の促進**			
		１	**市有施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化**			
			市有施設を新築、改築、大規模改修するときは、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮し、だれもが使いやすい施設の整備を推進します。			
			(１)施設（庁舎、図書館、博物館、市民ホール等）の出入口、廊下、トイレ、エレベーター等について障害者に配慮した整備に努めます。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			(２)不特定多数の市民が利用する建築物が容易に利用できるように、「ハートビル法」を踏まえた建築設計基準に沿って施設の整備を行います。			
			(３)障害者や高齢者を初めすべての人にやさしい施設となるように、ユニバーサルデザインの周知を図ります。			
		２	**建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化**			
			ユニバーサルデザイン・バリアフリー、「ハートビル法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指要綱」の趣旨や内容を踏まえた市民参加のかかわり、障害者自身の要望を反映できるよう周知を図ります。			
			(１)不特定多数の人が利用する建築物の建築主に、障害者等が円滑に利用できる建築物となるよう「ハートビル法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」の理解を得るため指導・助言を行い、自主的な整備を促進します。			
		３	**公園、水辺空間等オープンスペースの整備**			
			障害者の利用に配慮した公園等を整備するとともに、水辺空間の有効利用に努めます。			
			(１)公園、緑地等に車いす使用者用トイレ、水に飲み場の設置、車いす使用者用駐車スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、障害者の利用に配慮した施設内容や環境の整備に努めます。			
			(２)河川等の水辺空間については、だれもが利用しやすいように関係機関と協議を進めながら、休憩施設等の設置に努めます。			
第６節			**移動・交通手段の充実**			
	１		**移動ニーズへの支援策の充実**			
			障害者の社会参加を促進するため、移動支援策の充実に努めます。			
			(１)福祉タクシー利用券の交付、市有リフト付きバスの運行、ガイドヘルパーの養成とネットワーク化、盲導犬飼育助成等各種援助策の充実を図ります。			
			(２)タクシー事業者、路線バス事業者と協力して、リフト付きタクシー、リフト付きバス、低床バス等の配置・運行を推進します。			
			(３)身体障害者の自動車運転免許取得に要する経費や、自動車改造に要する経費を助成します。			
			(４)精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通機関の割引について国等へ要望していきます。			
			(５)よりよい移送サービスのため、検討会を開催するなどその実現に努めます。			
		２	**歩行空間の整備**			
			だれもが使いやすい道路にするため、様々な障害に配慮した整備をするとともに、歩行空間での障害物撤去等の啓発に努めます。			
			(１)車いす使用者同士がすれ違える幅の広い連続した歩行空間の整備の推進、歩道の平たん性の確保や段差解消を推進します。			
			(２)視覚障害者が安全に通行できるように、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を推進します。			
			(３)車いす使用者などが安全に道路横断できるようエレベーターのある立体横断施設の設置を推進します。			
			(４)車いす使用者が通行できる階段のスロープ化を推進します。			
			(５)移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。			
			(６)視覚障害者用付加装置信号機等の設置を関係機関に要望し整備の促進に努めます。			
		３	**公共交通機関等の利便性の確保**			
			障害の内容や程度によって異なる移動ニーズを十分把握しながら、きめ細かな対応ができるよう各交通機関に働き掛けるとともに、移動支援策の充実を図ります。			
			(１)エレベーター、エスカレーター、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、電光掲示板、点字案内板、音声案内機器及び車いす使用者用トイレの設置、並びに段差の解消など駅、ターミナル等の施設整備の充実を交通事業者へ要望していきます。 また、交通事業者と協力して、バス停留所における段差の解消、ベンチ、上屋の設置、低床バスへの対応を推進します。			
			(２)交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベーターやエスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進します。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			(３)バス停留所及びバスターミナルにおける乗車時の案内等の充実を交通事業者に要望していきます。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
	第７節		**スポーツ・レクリエーション及び分化活動の促進**			
		1	**スポーツ・レクリエーションの促進**			
			スポーツやレクリエーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身のリフレッシュ、人との交流や生きがいなど様々な効果があるので、施設の整備や環境の充実に努めます。			
			(１)障害者スポーツの一層の促進を図るため、長野市障害者スポーツ協会への支援を継続するとともに、長野県障害者スポーツ地区指導員養成研修会を受講した公認指導員（市障害者スポーツ指導員）が、個人の能力・障害等に応じた指導ができるよう、協会主催の講習会を開催して、指導員の資質向上に努めます。			
			(２)障害者の社会参加の促進を図るためにもスポーツは有効なものであり、技術やルール・用具を工夫して、多彩なスポーツ種目を体験できる機会の提供に努めます。			
			(３)障害者や障害者スポーツへの関心を高めるため、冬季オリンピック・パラリンピックの開催地としての知名度を生かした全国大会や国際大会の誘致に努めるとともに、民間ボランティア等の各種スポーツ団体などの活動に対して積極的支援を行います。			
			(４)長野市障害者スポーツ協会は、平成１２年度から市体育協会の準加盟加盟団体となるなど、関係機関・団体との連携強化を図っていますが、さらにだれもが同様にスポーツ活動に参加し楽しめるよう、個人の能力や障害に応じた指導体制の充実を図りながら、より一層の関係機関・団体との連携強化に努めます。			
		2	**文化活動参加への支援**			
			文化活動を障害のある人に広めていくために、文化活動の啓発・広報の実施や情報提供に努めながら、より多くの人が参加でき、活動の成果を発表できるよう、その機会を提供するなど支援策の充実に努めます。			
			(１)障害者の文化・芸術に接する機会を広げ、長野県障害者文化芸術祭「作品展」を周知し作品の出展を促すとともに、出展作品を市庁舎内に展示するなど、発表の場を提供し、文化・芸術活動への支援を行います。			
			(２)博物館等の入館料を減免するなど、文化の鑑賞機会を継続支援します。			
	第８節		**防犯・防災対策の推進**			
		1	**防犯対策の推進**			
			障害者が安心して地域で生活ができるよう、事件・事故の防止に努めます。			
			(１)悪質商法による被害を未然に防止するための広報啓発や、消費生活相談の充実を図ります。			
			(２)「ファックス１１０番」の周知等の広報活動を推進します。			
			(３)視覚障害者用付加装置信号機の設置を関係機関に要望し整備の促進に努めます。			
		2	**防災対策の確立**			
			障害者が暮らしている地域で関係機関等との連携を図り、安心して暮らせる社会を目指します。			
			(１)障害者福祉施設等の入所者の早期避難体制の確立を図るため、地域住民との応援協定の締結の促進及び自主防災会、地元消防団員による在宅障害者の避難体制の強化を図り、障害者の生活の場の安全を確保するよう努めます。			
			(２)火災、急病、突発的な事故や災害等に迅速に対応できるよう、消防機関との間に緊急受信体制を確立し、「消防だより」の全戸配布により防火思想の高揚を図るとともに、地域の民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員、自主防災会、関係機関等と連携し地域に密着した防災ネットワークの確立に努めます。			
			(３)長野市地域防災計画で災害弱者への対応を検討するとともに、地域住民と障害者等が連携し災害時対応ができるよう努めます。			
第４章			**早期療育体制・教育の充実のために**			
	第１節		**保健・医療・福祉サービスの充実**			
		1	**障害の発生予防、早期発見、早期治療の充実**			
			障害の発生予防を啓発するとともに、早期発見、早期療育を行い、障害の軽減に努めます。			
			(１)医療機関との連携に留意しつつ、妊婦・乳幼児健康診査及び各種専門相談等による早期発見、早期治療体制の整備を推進します。			
			(２)障害児の保護者への相談指導体制の整備を推進します。			

章	節	中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容（案）
			(３)市民健康診査等による生活習慣病の早期発見体制の整備を推進します。			
			(４)生活習慣病予防のための個別・集団健康教育を推進します。			
		２	**障害の軽減、補完、治療等の充実**			
			身体的なリハビリテーションを推進するとともに、福祉施策の活用と充実を図り、また、心理的あるいは精神的側面のリハビリテーション指導体制の整備を図ります。			
			(１)障害を軽減し自立を促進するために、障害者福祉センターやデイサービスセンター等で機能回復訓練などを行うとともに、各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の整備及び専門職の充実・確保を図ります。			
			(２)障害の軽減と補完のため、更生医療の給付、訪問診査、更生相談、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。			
			(３)高齢者施策と一体となっての福祉用具の展示、相談会の開催に努めます。			
			(４)デイケア事業、訪問看護事業等の実施に努め、市保健センター等における家庭訪問、健康相談による保健指導を積極的に行い、更に関係医療機関の整備・充実を図ります。			
	第２節		**教育的支援の充実**			
		１	**障害児に対する教育的支援**			
			(１)ノーマライゼーションの進展に向けて、障害のある子どもの自立と社会参加を支援するための施策を積極的に行います。 (２)教育、福祉、医療が一体となり、子どもの教育的ニーズを適切に把握し、必要な教育的支援を行うため、教育相談と就学指導の体制を整備充実します。 (３)障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、障害のある子どもの特別な教育的ニーズと発達の状況に応じた適切な教育的支援を行うため、教育内容の充実・強化と環境の整備・改善を図ります。 (４)障害のある子どもとその保護者の居住地域における豊かで安心な社会生活を確立するため、地域の教育活動や生活支援事業等に対する支援を充実します。			
			(１)教育、福祉、医療関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもとその保護者等に対して適切な教育・発達相談と適正就学指導を行うための支援態勢の充実を図ります。			
			(２)教育・発達相談と就学指導の担当者の資質と専門性の向上を図るために、各種の研修会を開催したり、関係機関の職員間の交流を図る機会を充実します。			
			(３)就学及び転学等の手続が適切かつ円滑に行えるよう、保護者に対して情報提供を行うとともに、保護者の意向を尊重しながらも、より適正な就学となるよう保護者との懇談の機会をもちます。			
			(４) 特殊学級担当教員等の資質と専門性の向上を図るため、研修等の充実に努めます。			
			(５) 特殊学級における学習指導の充実・強化を図るため、当該学級の実状に応じた教員配置、弾力的な学級編制について県へ働き掛けます。			
			(６)特別な教育的支援を必要とする学習障害（ＬＤ）児や注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）児への理解を深めるとともに、その指導方法を充実させるために担当教員の研修を行い資質を高めます。			
			(７)学校施設の新築・改築・大規模改修事業等を行うに当たり、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの観点から環境・施設を整備するよう努めます。			
			(８)完全学校週５日制の実施に伴い、障害のある子どもが地域教育活動に進んで参加できるよう支援の充実に努めます。			
			(９)盲・ろう・養護学校及び小・中学校の長期休業期間及び放課後における学童保育、ショートステイ、レスパイトサービス等の生活支援事業の利用を推進します。			
			(10)遠隔地の盲・ろう・養護学校に在籍する子ども及びその保護者等を対象とする、通学及び帰省に伴う費用の一部を補助する制度を新設します。			